

平成 28 年度 JKJO 中国地区冬季審判講習会開催のお知らせ

(主催:全日本空手審判機構 Japan Karate Judge Organization)

<主 旨>

- ・ フルコンタクト空手のジュニア大会全盛の今日、ルール統一・審判技術の向上を計り、どの大会に出場してもクリーンで公平で厳格なる大会となるように、流派・団体を超えての交流と相互協力を目標とするものであります。
- ・ 審判講習を行い、各審判員を全日本空手審判機構・公認審判員とします。
- ・ 現在、関東・関西・中部・九州・北信越・北海道・四国・中国でも行われており、全国で 200 団体以上が参加して行われております。
- ・ 上記の事を踏まえ、今回もジュニア選手による大会試合形式の組手を行い、実践的な審判講習会となります。

<開催日時> 平成 28 年 12 月 11 日(日) 9 時 30 分集合

<進行予定> 10:00～ 審判講習会

講習会終了後、筆記試験を行います。(A 級・B 級・C 級受験者のみ)

<会 場> 寄島 B&G 海洋センター / 岡山県浅口市寄島町 16089-22

<参加資格> 審判員(高校生以上)※但し、空手経験者とします。

E 級のみ講習 3 回目でライセンス取得、D 級以上はライセンス取得後の講習 2 回目より直近上位ライセンスの受験が可能です。

<参 加 費> 1 団体 2,000 円(事務手数料として)

講習会 3 回以上の参加者は別途下記費用がかかります。

- ライセンス取得費用 1,000 円(各ライセンス新規受験・更新ごと)
- ホルダー代 500 円(初回受験時のみ)

<持 ち 物> 審判員の服装は白のワイシャツ・黒のスボン・ネクタイ着用(女子も共通)

ホイッスル・講習会ファイル(2 回目以降の方のみ)持参

※ライセンスカードは必ず持参する事

<注 意> 貴重品等は必ず各自で管理して下さいようお願いします。

ライセンスカードは講習会終了後、後日団体宛へ郵送します。

(ライセンスカードは関東事務局が発行します)

<申込締切> 平成 28 年 12 月 2 日(金)事務局**必着厳守**

※講習会参加申込書・参加費、ライセンス受験の方の申込書・取得費用を必ず同封して下さい。

※写真は、必ずワイシャツにネクタイで撮影して下さい。

※講習会参加名簿を事前に関東事務局へ送ります。その為、当日になっての参加は予備講習扱いになります。(受験の方は気をつけて下さい)

<申 込 先> JKJO 中国地区事務局 戦士會【 三宅政弘 】

岡山県浅口市寄島町 16091-100

TEL / FAX 0865-54-9003

JKJO全日本空手審判機構 審判講習会 参加申込書 (FAX可)

●開催内容(講習会開催者入力欄)

地区名(○をして下さい)	北海道・東北・甲信越・北陸・関東・中部・関西・中国・四国・九州				
講習会開催者名					
問い合わせ先	TEL		FAX		
講習会日	西暦	年	月	日()	会場
参加申込期限	西暦	年	月	日()	

●参加申込明細(参加者(道場)入力・記載欄)

道場名			代表者名		
連絡先	TEL		FAX		

●参加者名簿(参加道場入力・記載)

- * 今回受験の欄に記載した方は、別途「受験申込書」と、ライセンス登録料1,000円を期限までに提出して下さい。受験申込書が事前に提出されていないと、当日受験できませんのでご注意ください。
- * まだライセンスを取得していない方は、現級欄に「講習1回」または「講習2回」と記載して下さい。講習3回目でE級受験となります。また初参加の方は、講習欄に「初参加」と記入して下さい。
- * ライセンス獲得者は、取得後1回講習を受けなければ次級受験ができません。次級受験は前回受験から4か月期間を置くこと。
- * 検定結果不合格の場合は現級更新扱いとなります。再受験は前回受験から4か月期間を置くこと。
- * 再受験の方はライセンス取得日欄に「●年●月●日●級不合格」と記入して下さい。例を参照。
- * ライセンス有効期間は2年です。昇級を希望しない方も失効前に要更新受験。

No	フリガナ 氏名	年齢	空手 段級	現級 (ライセンス)	ライセンス 取得日	ライセンス取得後 の講習日	今回 講習の方	今回受験 の方	ライセンス 登録料
	(例) 初参加の方	30	4級	—	—	—	初参加		
	(例) 講習2回目の方	18	2級	講習1回	—	—	講習2回目		
	(例) 講習3回目(E級受験)の方	25	初段	講習2回	—	—		E	1,000円
	(例) D級受験の方	20	4級	E	2009/1/31	2009/7/31		D	1,000円
	(例) D級取得後講習受講の方	40	弐段	D	2009/1/31	—	○		
	(例) B級再受験の方	25	初段	C	2009/1/31 B級不合格	2009/7/31		B	1,000円
	(例) A級更新受験の方	50	参段	A	2008/3/1	2009/1/31		A(更新)	1,000円
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

合計

円

JKJO全日本空手審判機構 公認審判員受験申込書

全日本空手審判機構公認審判員規程に則り、下記の通りライセンス受験を申し込みます。

JKJO公認審判員規程別1
受験者→講習会開催者→JKJO本部
登録料 1,000円

受験日	西暦 年 月 日 ()	会場名	
開催地区	北海道・東北・甲信越・北陸・関東・中部・関西・中国・四国・九州		

* S級(準S級)受験の方はS級専用申込書にてお申込みください。* 前回受験で不合格となった方は4か月期間を置いてから再受験してください

受験級	A B C D E 級 (○を付す)	受験区分	新規・再受験・更新 (○を付す)
登録No	— <small>審判認定証参照 初受験の場合未記入</small>	所属道場	
ふりがな		生年月日	西暦 年 月 日
氏名		性別	男・女
		年齢	歳

カラー写真1枚
3×4cm・上半身
正装・脱帽
裏面に名前

住所	(〒 都道府県)		
電話番号	— —	メール	
職業		空手段位	級・段
現ライセンス	A B C D E 級 (○を付す)	現ライセンス取得年月日	西暦 年 月 日
現ライセンス認定検定員名	(審判認定証参照)		
現ライセンス取得後の講習会参加日	* E級受験の場合は、1回目と2回目の講習日を記入		
西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	
指定大会・公認大会審判経験			
西暦 年 月 日	大会名	主審・副審	
西暦 年 月 日	大会名	主審・副審	
西暦 年 月 日	大会名	主審・副審	
B級以上受験者：救急セミナー参加経験	※B級以上は2年に一度受講義務になります。未受講の方は受験・更新できません。		
西暦 年 月 日	場所		
S級受験者：検定員補助経験			
西暦 年 月 日	場所		
西暦 年 月 日	場所		
備考	* 道場の移籍、改名、住所変更等が生じた場合、記入してください * S級検定の場合、所属地区推薦者名(検定員)をここに記入		

(以下、検定員記入欄)

JKJO全日本空手審判機構 公認審判員試験 合否判定

※実技試験 検定員が3名以上いる場合、初めの2名のお名前がライセンス証に印字されます。

実技試験	検定員名	1	2	補助検定員名(A級)
※減点方式のため、問題が無ければ「5」に○を付けてください (例: ライセンス不携帯の場合減点1で「4」に○)				
服装 (審判認定証の携行・ネクタイ・シャツ・ズボン・頭髪の色・過度な化粧・装飾品)		5	4	3 2 1
入退場時の動作		5	4	3 2 1
反則、有効技に対する反応 (アクシデントに対する対応も含む)		5	4	3 2 1
判定時の動作 (笛・旗)・姿勢 (副審席・主審の場合立ち位置)		5	4	3 2 1
主審・副審間の連携 (試合中反則選手への警告等)		5	4	3 2 1
判定の正確性		5	4	3 2 1

※筆記試験/90点以上合格 ※実技試験/A級27点以上・B級26点以上・C級25点以上合格

筆記試験	立会検定員名	点数	点	実技試験	点	総合評価	合格・不合格
特記事項							

右公認審判員受験者は

公認審判員規程の要約

- ライセンス受験する場合、この受験申込書とライセンス登録料を締切日までに講習会開催者に提出しないと受験できない。
- 講習会当日、公認審判認定証を携行しないと、不合格となる。審判員は、大会、講習会で常に「公認審判認定証」を携行すること。
- ライセンスの有効期限は2年間です。失効する前に必ず更新受験を行うこと。
- 各ライセンス受験資格と試験内容
 - S級：A級取得後、公認大会審判経験2回以上、講習会において検定員の補助業務経験2回以上、所属地区の検定員の推薦を受けたものが受験できる。筆記試験と実技試験。
 - A級・B級：筆記試験と実技試験
 - C級：空手修行黒帯以上。但し、所属道場責任者の推薦がある場合空手修行5年以上か2級以上の者も受験可。筆記試験と実技試験。
 - D級・E級：高校生以上かつ4級以上のものが受験資格を有するが、所属道場責任者の推薦がある場合その限りでない。無試験。
- ライセンス取得後、次級受験には、1回の講習会受講が必要。但し、E級受験は講習会を2回受講すること。
- ライセンス受験で不合格となった場合、再受験は前回受験から4か月期間を置くこと。
- D級以上の審判員は年に2回以上、公認大会で審判経験を積むこと。
- B級以上の審判員は救急士による救急救命セミナーを2年に1度受講すること。